

あんしん居住推進事業を活用する5つのポイント

補助の要件について

その1 10年入居対象者しか入れられないって聞いたけど・・・

入居対象者は意外と多い！	<ul style="list-style-type: none">○賃貸に現在お住まいの約44%※¹はあんしん事業の入居対象者です。○3年目以降は、入居対象者以外の方も、入居可能※²です。 <p><small>※1：60歳未満の単身世帯、公営住宅は除く（国土交通省調査による） ※2：居住支援協議会が認め、2年以内の定期建物賃貸借による契約に限ります。</small></p>
--------------	--

その2 既に国の補助事業を使った物件なんだけど・・・

申請可能です！	<ul style="list-style-type: none">○従前の国の事業である住宅セーフティネット整備推進事業等を使った住戸でも申請可能です。○地方公共団体で行っている耐震改修等の補助制度との併用も可能です。
---------	---

その3 登録が難しそう・・・

システムにより簡単な登録が可能です！	<ul style="list-style-type: none">○登録・更新はあんしん住宅情報提供システムを使用して行うもので、システムへの入力は20分程度で終わる簡単なものです。○登録した情報については、ホームページに公開され、入居の促進が期待されます。
--------------------	---

補助額について

その4 戸あたり50万だと補助金導入のメリットが低いのでは？

賃貸への用途変更で補助金UP!!	<ul style="list-style-type: none">○従前賃貸住宅でない部屋を賃貸住宅として改修すれば、補助金は100万円（戸あたり）となります。
------------------	---

その5 工事の対象範囲が狭いのでは？

水回り等の設備の改修等も補助対象に!!	<ul style="list-style-type: none">○水回り等の設備を改修する工事も補助対象になりました。○共用部分の工事も補助対象になります。（断熱性・気密性等を向上させる外壁改修や窓改修工事、共用廊下のLED照明への改修、防犯カメラの設置等）
---------------------	--